

宮崎大学学術指導約款

（学術指導料の納付等）

第1条 委託者は、宮崎大学学術指導取扱規程に定める学術指導料を本学の定める納付期限までに、本学の指定する方法で支払わなければならない。

- 2 本学は、委託者から納付された学術指導料を原則、委託者に返還しない。
- 3 委託者は、本学に支払う指導料について、当該学術指導の実施に限らず指導担当者の研究領域全般の活動に資する経費として本学が使用することに同意する。
- 4 学術指導料には、指導担当者等に委託者が直接支払う交通費、宿泊費などの経費（実費）は含まれない。

（秘密の保持）

第2条 本学及び委託者は、相手方より開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の表記があるものを秘密情報とし、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
- (6) 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

（知的財産権及び所有権等の取扱い）

第3条 学術指導により知的財産権が生じた場合は、その帰属、その取扱い等について、別途協議して決定するものとする。なお、学術指導において、新たな発明等の発生が予測される場合には、速やかに共同研究契約その他適切な契約を締結するものとする。

- 2 学術指導料により取得した機器、設備その他の物品の所有権は、本学に帰属するものとする。

（免責）

第4条 本学は、本約款により提供される学術指導について、委託者の要求に合致すること、特定の目的に適合すること、学術の内容に市場性があり実現可能であること等を含め、明示又は黙示を問わず一切の保証をするものではない。

- 2 学術指導の内容を用いた委託者又は委託者の取引先、顧客その他の委託者関係者による商品の製造、商品の販売、役務の提供その他の行為によって委託者又は第三者に損害が発生した場合において、本学は委託者及び第三者に対し、一切の責任を負わないものとする。

（名称等の使用の禁止）

第5条 委託者は、本学の名称、略称及び学章等（以下「名称等」という。）を、委託者の製品の広告の目的その他のいかなる目的にも使用することはできない。ただし、名称等の使用について、事前に本学の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

(解約)

第6条 本学及び委託者は、次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内には是正されないときは、本契約を解約することができる。

- (1) 委託者が、第1条に定める学術指導料を所定の納付期限までに納付しないとき。
 - (2) 相手方が、本約款の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。
 - (3) 相手方が、本約款に違反したとき。
- 2 本学は、委託者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本約款を解約することができる。
- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を申立又は申立を受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令若しくは差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(反社会的勢力の排除)

第7条 本学及び委託者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、本約款に基づく契約期間中及びその後において、自らが次の各号いずれにも該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関連企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 本学及び委託者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、本約款に基づく契約期間中及びその後において、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 本学又は委託者は、相手方が前二項に違反した場合、何らの催告を要せずに相手方への書面での通知をもって、本約款の全部又は一部（本約款に基づく契約終了後の存続条項を含む。）を解除することができるものとする。

(有効期間)

第8条 本約款の有効期間は、当該学術指導期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条の規定は本約款の有効期間満了後3年間有効とし、第3条、第4条及び第5条の規定は有効期間満了後もそれぞれ有効とする。

(協議)

第9条 本約款に定めのない事項及び本約款の解釈について疑義が生じたときは、本学及び委託者は誠意をもって協議し解決を図るものとする。